

いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

旭市立干潟中学校

本方針は、人権尊重の理念に基づき、干潟中学校の全ての生徒が充実した学校生活を送ることができ、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめは、人として決して許されない行為である。また、いじめはどの生徒、どの学校でも起こり得るという想定を踏まえ、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するため、継続的に未然防止・早期発見・早期対応に取り組む姿勢を全教職員が共有し、日々の教育活動で実践していく。

2 校内組織

(1) いじめ防止対策委員会

・校長，教頭，生徒指導主事，養護教諭，学年主任，スクールカウンセラー等

(2) いじめ相談窓口

・学年主任，養護教諭，学級担任，スクールカウンセラー，教育相談担当等

(3) 学校生活相談窓口

・教頭，養護教諭，スクールカウンセラー，教育相談担当等

3 未然防止

(1) 人権教育・道徳授業の充実

- ①世の中にはいろいろな考えを持っている人がいることを理解させる。
- ②「心のノート」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。
- ③体験的活動の充実を図り、正しい判断力を身に付けさせる。

(2) 生徒・学級・学年・学校の実態把握

- ①担任・教科担任・部活動顧問が連携を図り、生徒理解に努める。
- ②定期的にアンケートを実施する。

(3) 情報モラルに関する指導の充実

- ①インターネット等によるトラブルの危険や生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。
- ②保護者には、フィルタリングや家庭でのルール作りなどの協力を依頼する。

(4) 保護者や地域への働きかけ

- ①保護者・地域との連携を図り、情報の共有化を図る。
- ②授業参観や学校行事等への来校を促す。

4 早期発見

(1) 教職員の気づく力の向上

- ①生徒が集団から離れて一人で行動しているときは、声をかけて話を聞く。

- ②個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後などを利用して、情報を収集する。
- ③生徒の所持品等にいたずらが発生したら、直ちに対応し、原因を明らかにする。

(2) 教育相談の充実

- ①いじめ相談窓口や学校生活相談窓口を周知する。
- ②定期的に相談週間を実施する。

5 早期対応

(1) いじめ発見時の緊急対応

- ①いじめを受けた生徒やいじめの情報を知らせた生徒を守り抜く。
- ②事実の確認と情報の共有を図る。

※把握すべき情報例

- ・ 誰が誰をいじているのか? …………… 【加害者と被害者の確認】
- ・ いつ、どこで起こったのか? …………… 【時間と場所の確認】
- ・ どんな内容のいじめか? どんな被害を受けたのか? …………… 【内容】
- ・ いじめのきっかけは何か? …………… 【背景と要因】
- ・ いつ頃から、どのくらい続いているのか? …………… 【期間】

(2) 校内でのいじめ

《いじめられた側》

①生徒に対して

- ア 事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- イ 休み時間や登下校の際にも、教師による見回りを行い、いじめが継続しない体制を作るとともに、「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ウ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。
- エ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

②保護者に対して

- ア 発見したその日のうち（事実確認後）に、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- イ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ウ 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- エ 家庭での生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。

《いじめた側》

①生徒に対して

- ア いじめた気持ちや状況などについて十分に話を聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- イ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の配慮のもとに、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で粘り強く指導を行う。

ウ いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを理解させる。

②保護者に対して

ア 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする学校としての思いを伝える。

イ 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

ウ 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを共に考え、具体的な助言・支援をする。

《周囲の生徒に対して》

- ・傍観することはいじめの加担することと同じであることを考えさせ、いじめられた生徒の苦しみを理解させる。
- ・友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気づかせる。

(3) ネット上のいじめ

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

6 教育委員会や関係機関との連携

(1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべき物と認める時や学校だけでの解決が困難と判断した時は、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。

(2) いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの、重大な事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

7 出席停止の措置について

繰り返しの指導後も以下の行為を繰り返し行い、学校からの指導に従わない、または、反省が見られない場合は、学校の秩序の維持・他の生徒の安全を守り義務教育を受ける権利を保障する観点から、出席停止の措置をとる場合がある。

- (1) 他の生徒への傷害・心身の苦痛・財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は、心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は、設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取り組み）

校長のリーダーシップによる迅速な初期対応

